

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区九段南4丁目6-13 ニュー九段マンション304

氏名 株式会社一不二総業

代表取締役 中川 貴喜

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

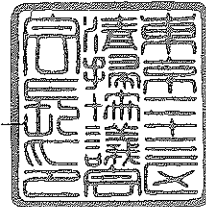
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年7月29日

足立区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運 搬 先 区長の指定する処理施設
- 4 作 業 場 所 足立区の区域内
- 5 許 可 期 間 令和7年8月1日 から
令和9年7月31日 まで
- 6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に足立区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。